

第6期 第21回東温市農業委員会議事録

1. 開催日時 平成31年4月9日(木) 午前9時30分～
2. 開催場所 東温市役所 4階 405会議室
3. 出席委員 (17人)
4. 欠席委員 (1人)
5. 議事録署名人の指名について (2人)
6. 議案日程
 - 議案第 11号 農地法第3条の許可申請について (7件)
 - 議案第 12号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について (1件)
 - 議案第 13号 農地法第4条第1項の許可申請について (2件)
 - 議案第 14号 農地法第5条第1項の許可申請について (1件)
 - 議案第 15号 農用地利用集積計画書について (1件)
7. 農業委員会事務局職員 (3人)

8. 会議の概要

○事務局長

一同、礼。只今から第21回東温市農業委員会を開会いたします。本日の農業委員の出席は、農業委員総数19名中18名です。〇〇委員さんが欠席されています。過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立していることをご報告いたします。本日は新年度という事で会長より人事異動について報告があります。開会にあたり会長よりご挨拶を頂きます。

○会長

皆さん、おはようございます。季節の良い時期になってまいりました。桜も満開が過ぎ、春の作業も入ってくる頃となりました。麦も穂が実ってまいりました。山間部では、苗作りが始まってきています。日々忙しくなってくると思います。本日は、12件議案が出ております。慎重な審議をお願いしたいと思います。宜しくお願い致します。

○事務局長

ありがとうございました。

○議長（会長）

議事録署名人の指名についてですが、本日は、11番の〇〇委員さん、12番の〇〇委員さん、よろしく申し上げます。専決事案の人事異動の報告をします。専決第1号の承認について、東温市農業委員会職員の任免について、別紙のとおり専決処分しましたので、報告し承認を求めます。専決第1号、東温市農業委員会職員の任免について、平成31年4月1日、東温市市長部局に出向を命じる。職員、〇〇。東温市農業委員会事務局に職員に任命する、農業委員会事務局勤務を命じる。主任主事、〇〇。東温市農業委員会事務局の再任用を更新する。任期は平成32年3月31日までとする。主任主事、〇〇。〇〇主任主事から挨拶をお願いします。

○事務局 〇〇主任主事

4月から農業委員会事務局に配属されました〇〇と申します。3月までは税務課で固定資産税を担当していました。農業委員会は初めてとなりますので、これから少しずつ業務を覚えながら、精一杯精進して参りたいと思いますので、よろしくお願い致します。

○議長（会長）

続きまして、審議に入ったらと思います。議案第11号、農地法第3条の許可申請について、事務局より説明願います。

○事務局

議案第11号、農地法第3条の許可申請について

1番 譲渡人 〇〇 〇〇さん。譲受人 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇、田、2,122㎡。〇〇、田、594㎡。計2筆、計2,716㎡。権利内容は、所有権移転、

売買。作付作物は、米、麦、大豆、野菜。主な農機具の保有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、管理機、乾燥機。労働力は、常時2人。耕作面積は、6,625㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なし。農地法第3条第2項各号の不許可要件である1から7のいずれにも該当しない為、許可要件の全てを満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきまして、地元、〇〇委員さんお願いします。

○委員 〇〇委員

〇〇さんは自然農業に熱心に取り組まれており、問題はないかと思います。よろしくお願ひ致します。

○議長（会長）

この件につきまして、何か、ご意見やご質問はありませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、2番と3番が同じ借受人となっておりますで、一緒をお願いします。

○事務局

2番 貸付人 〇〇 〇〇さん。借受人 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇、田、1,371㎡、〇〇、田、669㎡、〇〇、田、454㎡、〇〇、田、1,059㎡、〇〇、田、352㎡、計5筆、計3,905㎡。権利内容は、使用貸借権設定、10年。作付作物は、米、野菜。主な農機具の保有状況は、トラクター、田植機、管理機、軽トラック、(借用予定)コンバイン。労働力は、常時1人。耕作面積は、0㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なし。

続きまして、3番 貸付人 〇〇 〇〇さん。借受人 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇、田、267㎡。〇〇さんは、新規就農者ですので、別紙1をご覧ください。3月26日、9時15分から、〇〇委員さんに同席頂きまして、面接を行いました。この資料に基づきまして、該当の有無について説明させていただきます。第1号、不耕作目的、効率的に利用しない場合の権利取得の禁止（全部効率利用要件）、確認結果としまして、以前から農業をやりたいと考えており、農業大学の農業担い手支援塾を受講し、農業を開始する。現在、トラクター、田植機、管理機、軽トラックを所有し、コンバインは購入予定である。第2号、農地所有適格法人以外の法人による権利取得の禁止（農地所有適格法人要件）ですが、該当しません。第3号、信託の引受けの禁止ですが、該当しません。第4号、農作業に常時従事しない場合の権利取得の禁止（農作業常時従事要件）については、専業農家で行います。常時1人で本人です。第5号、下限面積制限（下限面積要件）については、取得見込面積4,172㎡。（田：4,172㎡）ですので、要件を満

たしております。第6号、所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う土地の転貸又は質入れの禁止については、転貸するものではありません。第7号、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地又は採草放牧地の業務上の効率化かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがある場合の権利取得の禁止（地域との調和要件）については、水管理、除草等で地元農家や農協の指導助言を受けながら、耕作、農地管理を行います。以上のことから農地法第3条第2項各号の不許可要件1から7のいずれにも該当しない為、許可要件の全てを満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきまして、地元、〇〇委員さんお願いします。

○委員 〇〇委員

〇〇さんは私と組内であります。〇〇さんは〇〇さんとは兄弟であり、お兄さんであります。平成26年に、お父さんが亡くなりました。農地は〇〇さんが相続されましたが、松山市に住んでおまして、耕作が出来ないという事です。〇〇さんも農業は出来ないという事で、近所の私が耕作しておりました。昨年1月に来年から少しずつでも農業を始めたいとお話がありました。まだ若く独身ですが、地元としても担い手として、協力していきたいと思っております。3番の〇〇さんとの件ですが、〇〇さんの田と、〇〇さんの田は隣接しております。ほ場整備した時に、1枚の田を二人で分けておりました。面積が267㎡と少ないので、〇〇さんに耕作して欲しいとの事です。

○議長（会長）

この件につきまして何か、質問、意見ありませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、4番、5番、同じ借受人となっておりますので、一緒をお願いします。

○事務局

4番 貸付人 〇〇 〇〇さん。借受人 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇、田、1、806㎡。権利内容は、使用貸借権設定・5年。作付作物は、米、伊予ナス。主な農機具の保有状況は、トラクター、コンバイン、田植機を借用し、管理機を購入予定です。労働力は、常時1人、臨時2人。耕作面積は、0㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なし。続きまして

5番 貸付人 〇〇 〇〇さん。借受人 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇、田、2、392㎡、〇〇、田、3、317㎡、計2筆、計5、709㎡。権利内容は、賃借権設定、5年。〇〇さんも新規就農者という事で、別紙1の3ページをご覧ください。3月2

6日、10時30分から、〇〇委員さんに同席頂きまして、面接を行いました。この資料に基づきまして、該当の有無について説明させて頂きます。第1号、不耕作目的、効率的に利用しない場合の権利取得の禁止（全部効率利用要件）、確認結果としまして、実家の農業を継ぎたいと考えており、えひめ中央農協の新規就農研修センターで2年間、野菜（伊予ナス、ブロッコリー、タマネギ、レタス、枝豆等）の栽培方法を学んでおります。農機具は、父からトラクター、コンバインを、親戚から田植機を借り、管理機は購入予定であるとのこと。第2号、農地所有適格法人以外の法人による権利取得の禁止（農地所有適格法人要件）ですが、該当しません。第3号、信託の引受けの禁止ですが、該当しません。第4号、農作業に常時従事しない場合の権利取得の禁止（農作業常時従事要件）については、専業農家で行います。常時1人で本人及び臨時2人、父、母です。第5号、下限面積制限（下限面積要件）については、取得見込面積7,515㎡（田：5,709㎡、畑：1,806㎡）ですので、要件を満たしております。第6号、所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う土地の転貸又は質入れの禁止については、転貸するものではありません。第7号、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地又は採草放牧地の業務上の効率化かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがある場合の権利取得の禁止（地域との調和要件）については、就農後は、地域の指導員や先輩農家に管理方法を教えてもらい、より多くの知識を得ていく。また、農道、水路の掃除、除草等を行い、農地の耕作、管理をしていく。以上のことから農地法第3条第2項の不許可要件1から7のいずれにも該当しない為、許可要件の全てを満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきまして、地元、〇〇委員さんお願いします。

○委員 〇〇委員

〇〇さんは、〇〇さんのお父さんで、農業はされていませんでした。〇〇さんは〇〇の時に会社を辞められ、専業農家として研修センターで研修をされているようです。ナス、ブロッコリー、タマネギ、レタスを作られており、米は作っていないようです。お父さんが教えており、真面目にされているようです。〇〇さんの件ですが、こちらも田をすいて一生懸命にされているようでした。審議をよろしくお願いします。

○議長（会長）

この件につきまして、何か、ご意見やご質問はありませんか。

○委員 〇〇委員

許可申請に係る要件確認書には1,806㎡が畑になっておりますが。

○事務局

確認書の畑を田に変更します。

○委員 ○○委員

○○さんは松山から来て耕作されるのですか。

○委員 ○○委員

お父さんとお母さんが、こちらにおられます。機械は、奥さんの里から借りられるようです。

○委員 ○○委員

お父さんは何歳ですか。

○委員 ○○委員

○○です。田植機はおじさんから借りられるようです。

○議長（会長）

他にありませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、6番お願いします。

○事務局

6番 譲渡人 ○○ ○○さん。譲受人 ○○ ○○さん。土地は、○○、畑、1, 4 1 5 m²、○○、田、5 5 3 m²、○○、田、1, 1 2 3 m²。○○、畑、8 3 m²、計4筆、計3, 1 7 4 m²。権利内容は、所有権移転、売買。作付作物は、米、ジャガイモ。主な農機具の保有状況は、自動耕うん機、田植機、コンバイン、乾燥機、トラクター。労働力は、常時2人、臨時3人。耕作面積は、3 8, 0 6 0 m²。周辺農業経営への影響は、特に支障なし。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当しない為、許可要件の全てを満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきまして、地元、○○委員さんお願いします。

○委員 ○○委員

地図8ページをご覧ください。現地を確認しました。1 1 2 m²は昨年耕作の確認ができておりますが、残りはシキミを植えております。現在、農地となっております。○○さんも4町を超える面積になります。○○と高齢であります。常時2人を雇っております。忙しい時は臨時で雇っております。農地として管理は十分ですので、よろしく審議をお願いします。

○議長（会長）

この件につきまして、何か、ご意見やご質問はありませんか。

○委員 ○○委員

米とジャガイモで経営は成り立っておりますか。

○委員 ○○委員

経営は分かりませんが、米の作り方は我々とは違って、草の生えている自然農的な作り方です。河之内のこの辺りは、○○さんに売買する方が多くなっております。耕作放棄地の解消にもなっているかと思えます。

○委員 ○○委員

○○さんには後継者がおられますか。

○委員 ○○委員

息子さんがおります。○○さんは理事長で、常時2人は従業員さんです。獲れた米は、施設で使ったり、売ったりしているようです。

○議長（会長）

地域の耕作放棄地の対策になっているようです。○○さんは高齢ですので後の心配をされるようですが、この状況のままで進むのではないかと思います。他にありませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、7番お願いします。

○事務局

7番 譲渡人 ○○ ○○さん。譲受人 ○○ ○○さん。土地は、○○、田、220㎡。権利内容は、所有権移転、売買。作付作物は、米。主な農機具の保有状況は、耕うん機、トラクター、草刈機、自動噴霧器。労働力は、常時3人。耕作面積は、7,571㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なし。農地法第3条第2項各号には該当しない為、許可要件の全てを満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

○○委員さんご本人の議案ですので、退席をお願いします。この件につきまして、地元、○○委員さんお願いします。

○委員 ○○委員

決裁は私が押しました。○○委員さんの自宅の道路を挟んだ田です。三角形で形状も良くないですが、その裏が、○○さん宅で農地が隣接しております。○○さんが譲り受けたいという事での話しです。ご審議よろしくをお願いします。

○議長（会長）

この件につきまして何か、質問、意見ありませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、議案12号相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてお願いします。

○事務局

議案12号相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、被相続人及び相続人が租税特別措置法第70条の6第1項の相続税の納税猶予の適用を受ける為、適格者であるかどうかについての証明願です。8番、被相続人 ○○ ○○さん。相続人 ○○ ○○さん。土地は、○○、畑、181㎡。○○、畑、181㎡、計2筆、計362㎡。被相続人との続柄、長男。相続日、平成30年8月7日。耕作面積、2,924㎡。相続開始前において農業に従事した実績の有無、有。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、専門の○○委員がおられますので、説明をお願いしたいと思います。

○委員 ○○委員

参考の資料プリントをご覧ください。この制度は相続財産の中に農地がある場合に、農業を続ける場合は猶予をしますよ、となっている制度です。免除でなくて猶予です。耕作しなくなれば、利子税をつけて、税を納めなければなりません。猶予を受けるようになって、3年に1度は、耕作されているか、税務署長に報告する義務があります。農業委員会としても3年に1回はこの審議が出てきます。

○議長（会長）

地元、○○委員さん何かありますか。

○委員 ○○委員

連絡が取れず、この程度しかわかりません。

○委員 ○○委員

人に作ってもらってもよいのでしょうか。

○委員 ○○委員

自分で耕作するのが条件です。2割位なら、良いです。

○事務局

猶予を受けられた方でよく相談があるのが、高齢になって作れなくなったという事です。よく考え、相談されてこの制度を利用されたほうが良いかと思います。

○委員 ○○委員

耕作できなくなれば、遡って税を納めなければなりません。これから利用する方は終身になります。

○議長（会長）

他に何か、質問、意見ありませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、議案第13号 農地法第4条第1項の許可申請について

○事務局

議案13号 農地法第4条第1項の許可申請について、9番 転用者 ○○ ○○さん、土地は、○○、○○、田、計2筆、計2, 820㎡の内一時転用の面積28. 03㎡。都市計画区域は、市街化調整区域。農地区分は、農用地区域内農地、農振整備計画において、定められた農用地区域内にある農地という理由から農用地区域内農地と判断されます。農用地区域は、農用地区域内。転用目的は、営農型太陽光発電施設。開発許可、不要。一時転用、3年。平成28年5月11日許可の更新です。以上です。

○議長（会長）

この件につきまして、地元、○○委員さんお願いします。

○委員 ○○委員

現場を見てきたのですが、現在もずっと米を植えていて、太陽光の影の下には椿と山茶花を植えております。水を張るので枯れないのか聞いたら、もう2年やっているが大丈夫だということです。以上です。

○議長（会長）

この件につきまして、何か、ご質問、ご意見はありませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、10番、お願いします。

○事務局

10番 転用者 ○○ ○○さん、土地は、○○、田、226㎡。都市計画区域は、市街化調整区域。農地区分は、第1種農地、概ね10ha以上の規模の1段の規模の農地の上にあるという理由から、第1種農地と判断されます。農用区域は、農用区域外。転用目的は、農業用倉庫。開発許可、不要です。以上です。

○委員 ○○委員

地図12ページを参照してください。○○の前、○○さん、これが申請人のお父さんであります。ここで始末書を読ませていただきますと、「私は以前から両親を手伝って、兼業農家として尽くしてまいりました。しかし、平成5年頃、父が農機具を雨ざらしにすることを懸念して、農機具置場として簡易な屋根を取り付けました。父が死亡して私が相続したところ、違反状況を解消するため、農地転用許可の申請により、適正な農業用倉庫を建築したく、許可申請書を提出しました。」とのことであります。

私も現地を確認しましたが、現在、倉庫と道の真ん中に新しい生活用道路が出来ておりまして、本人もこれから農機具を増やしたいとのことで、倉庫を新しく建設して広げよう、という計画であるということです。

○議長（会長）

始末書のとおり、この件は違反状況の解消のためということであります。

この件につきまして何か、質問、意見ありませんか。

○委員 ○○委員

これは200㎡で何かあるんですか。

○事務局

4条許可不要案件というものがございます。自分の農業経営のために施設を建てる場合は、200㎡までは許可不要となります。農振法の手続きについては、用途区分の手続きにより農業用施設用地へ用途を替えることは必要になりますが、農地法の許可は必要ありません。この相談があったときに200㎡以下なら許可が不要という話もしたのですが、面積に余裕を持ちたい、ということで申請をされました。

○委員 ○○委員

200㎡は計測面積じゃなくて農地の面積ということですか。

○事務局

そうです。建物の前には通路や回転場が要りますので、建物ではなく敷地が200㎡と考えていただいたらと思います。

○議長（会長）

他にありませんか。

(意見 ・ 質問 なし)

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手で、承認いたします。続きまして、議案第14号、農地法第5条第1項の許可申請について、11番、お願いします。

○事務局

議案第14号 農地法第5条第1項の許可申請について

11番 譲渡人 ○○ ○○さん。譲受人 ○○ ○○さん。土地は、○○、田、574㎡。都市計画区域は、市街化調整区域。農地区分は、第3種農地。駅から概ね300m以内にある農地という理由から第3種農地と判断されます。農用地区域は、農用地区域外。転用目的は、太陽光発電施設。権利内容は、所有権移転。開発許可は、不要。以上です。

○議長（会長）

この件につきまして、地元、○○委員さんお願いします。

○委員 ○○委員

地図の13ページをご覧ください。伊予鉄横河原線の北側の長細い田ですが、譲渡人の○○さんは以前から耕作放棄してまして、管理が難しい、ということみたいです。現地を見に行っただけですが、この辺りは耕作放棄が多い土地ということで、色々聞いてみると、水のかかりが悪くて田も上手くいかない、ということ、譲受人の○○がここで太陽光をしたいと言ってきたそうです。譲受人は色々な所で開発をして、太陽光発電をしている会社ということです。周りに田があるので草が生えないようにしてくれ、と言ったところ、防除シートを張るということです。○○さんからの要望もあり、お互いが合意の上での申請になります。

○議長（会長）

この件につきまして何か、質問、意見ありませんか。

(意見 ・ 質問 なし)

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手で、承認いたします。続きまして、議案第15号 農用地利用集積計画書について、議題とします。

○事務局

お手元にお配りしております、農用地利用集積計画書をご覧ください。平成31年度第1号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるものです。概要について説明します。今回は、4月20日開始分です。申出件数、163件、面積、397,413㎡、その内、期間借地、31件、面積 93,986㎡。貸し手140名、借り手93名、期間、1年から10年、中でも、5年契約が最も多く

なっています。作物別設定面積で米以外10種となっております。米10aあたりの賃借料で、無料で作っておられる方もいらっしゃいますが、今回、現金最高値12,600円。最低値3,750円。現物で、最高値72kg。最低値14kg。地目別では、田397,413㎡。畑2,608㎡。次のページから期間別、地目別の面積等が記載されています。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の東温市が定めております、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に適合していると考えます。昨年の平成30年4月20日開始、第1号と比べ申出件数は、73件減っており、面積も237,905㎡減っております。期間借地の申出数は13件増えており、面積も26,729㎡増えております。賃借料は、現金の最高値は2,790円減少。最安値は1,482円減少しています。現物の最高値は同数、最低値2kg増加となっております。以上です。

○議長（会長）

只今、事務局から農用地利用集積計画書について説明を受けましたが、皆さんの方から、ご意見ご質問はございますでしょうか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

特に問題無いようでしたら、承認して頂けますでしょうか。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員、挙手という事で、農用地利用集積計画書について承認いたします。
以上で、議案審議については、これで終了します。

以上で、本日の議案は、全て終了しました。